



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

所長・山下江、上海法律事務所視察

去る4月22日～24日、所長山下江が上海の士業事務所を視察して参りました。訪問先は、中国の法律事務所2か所、会計事務所1か所、日本の弁護士が開いている事務所2か所の合計5か所、途中、講演を5回聴く、といった内容のものでした。山下江は、弁護士やコンサルタントなど総勢約30名の視察団の団長を務めさせていただきました。訪問先の中には、山下江の司法修習同期同クラスの松田純一弁護士の事務所も含まれておりました。弊事務所は、今回の視察を通してこれまで以上に、中国とのパイプが強くなりました。中国進出を考えている企業様や中国でのトラブルが生じている企業様は、ぜひ

一度、当事務所にご相談ください。



中国最大の大成律師事務所(上海支店)にて
詳しくは山下江のブログ「なやみよまるく」
4/26～28、30「上海法律事務所視察報告①～④」

弁護士 ON・OFF 第13回

弁護士 城 昌志

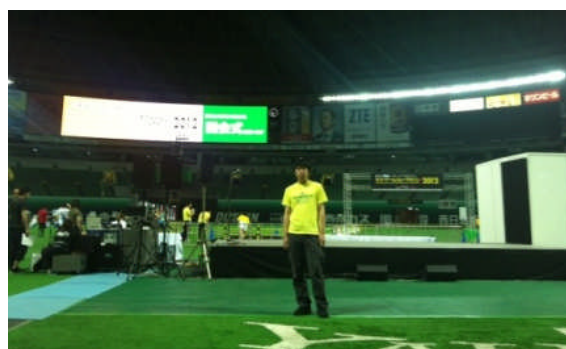
先日、ヤフードームリレーマラソン2012というイベントに参加しました。

これは42.195kmか、5時間耐久マラソンのどちらかを1～10名のチームで走るというイベントです。中には1人で42.195kmを走るという強者も数人いたようですが、私たちは広島弁護士会有志の男女9人混成チームで参加させていただきました。

このマラソンの何がすごいかというと、普段野球の試合で見ることしかできないグラウンドに実際に降りて走ることができるのです。私は、3kmしか走っていませんが、ヤフードームのグラウンドを走ることができたのは貴重な経験でした。ぜひマツダスタジアムでもこのようなイベントをやりたいですね。来年はチームの皆さんの足を引

っ張らないよう、もう少し早く走れるようになりたいと思っています。

終了後の打ち上げでは博多名物のもつ鍋をたらふく食べてしまい摂取したカロリーの方がだいぶ多かったのですが、目的の1つであったダイエットには逆効果だったことは言うまでもありません。



ヤフードームのグラウンドにて



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第13回

債権回収の様々な手法

今回から数回にわたって、取引先が任意に支払をしない場合の対処方法について、述べていきたいと思います。



1 突然の「破産申立通知」

前兆無しに、突然、破産申立人（相手会社）代理人弁護士から「破産申立通知」が来たときは、ほとんどの場合になすすべはありません。相手会社（相手方）からの回収を、破産手続とは別に独自に行うことは原則不可能です。なぜなら、かかる場合には、自社が相手方に対して有している債権は、裁判所（ないし破産管財人）による破産手続きの中において、法律に則って処理されることになるからです。

自社ができることは、せいぜい以下のことです。相手方の所有する不動産に対し抵当権を設定していた場合は、同抵当権の実行をして債権回収を計ることができます。また、相手方が支払不能になる前より有していた債権債務について「相殺」を行うことにより、実質的な債権回収を計ること。あるいは、相手方（債務者）以外の第三者に、相手方に代わ

って弁済してもらうこと（「代位弁済」）です。

2 相手方から支払の延期を求められたらどうするか。

ア 現実化と確実化

以上のように、破産申立通知が来たときには、すでに、こと遅しということ。ですから、相手方から支払延期の要請があったときは、これが債権回収の最初で最後の最大のチャンスと思う必要があります。

債権回収方策としては、回収の「現実化」＝現時点で回収すること、回収の「確実化」＝将来の回収を確実にすることの2方策があります。これらについては、後に詳しく述べます。

イ 出荷停止か出荷継続か

業者間での継続的取引の場合には、出荷を停止するか継続するかの判断をすぐに行う必要があります。

①相手方の信用調査をし、今後の支払も困難と判断すれば、即、出荷停止とすべきです。具体的には、内容証明郵便で、継続的供給契約の即時解除条項に基づき、契約解除を通知することになります。

②支払延期要請は一時的なもので、今後の支払いはなんとか大丈夫と思われると判断したときは、出荷継続となるでしょう。その際に、今後の取引につき現金決済とするのも一方法です。また、同債権について、連帯保証人を



付けてもらうことも考えるべきです。銀行の連帯保証人になっている社長だけではダメで、他の資産ある人にもなってもらうことが必要です。

ウ 現実化の方策

まず、債権回収の現実化の方策をいくつか紹介します。

①「延期拒否」 (どういふ選択をするかは、相手方と自社の取引関係にもよります。以下同様) 延期を認めず、他から借り入れしても支払ってもらうことです。

②「商品引上」 自社の納入した商品を返品形式などで引き上げることです。動産売買の先取特権が自社にはありますので、他の債権者を害する詐害行為とはなりません。ただ、注意しなければならないのは、相手方の了解がないと窃盗罪が成立することになります。ですから、予め書面を作成して持っていき、返品処理承諾の署名・押印もらうことが必要です。

③「代物弁済」 お金がないなら金銭以外の物で代わりに支払ってもらうことです。代物の価値が債権額に比して高額過ぎるときは、暴利行為として無効となる場合もあるので、清算すべきです (以下次号に続く)。

事務局コラム 第13回 「尾道散歩」

M. J

数ヶ月に一度は、尾道で散歩をします。

古い町並みや海を見ると心が和み、私の癒しスポットとなっています。最近では新しい店も増え、訪れるたびに小さな発見があります。

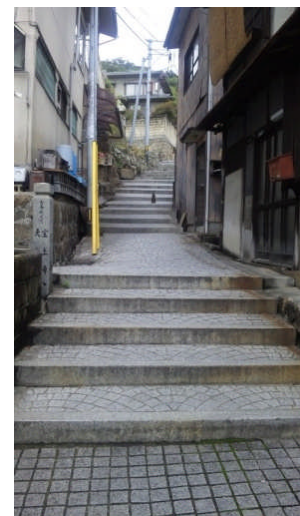
観光客は、カメラを持った女性グループから、自転車を駆り立てサイクリングに出発する集団まで色々な人がいるので、それを見るのも楽しみの一つとなっています。

散歩では、特に目的は作らず、気になった路地や店を覗き、疲れたところで帰ります。

元気がある日には、坂道を登ります。この坂道は、尾道の魅力ですが、実際生活するには不便です。時々なら観光客気分を楽しめますが、毎日徒歩で上り下りすると大変です。高齢化

が進み空き家が増えているそうですが、その一方で、景観を保とうと古い空き家を保存再生しようとする活動や、都会からや若い世代の移住者も増えているようです。

これからも、尾道の良さは変わることなく、新しいものは取り入れ、町が元気になっていくことを楽しみにしています。



猫のいる坂道



法律事情なう

◆企業法務セミナー大盛況



去る5月24日(木)夜、当事務所主催の第5回企業法務セミナー「役に立つ

債権回収の法律実務」を開催しました。約60名のご参加者の内、92%の方がアンケートに「大変参考になった・参考になった」と答えてくださいました。今回は、セミナー終了後に、簡単な懇親会を催し、参加者の皆様に弁護士とごっくばらんにお話をさせていただきました。

詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」

5/26「債権回収セミナー、会場いっぱい！」

◆今後の企業法務セミナー開催のご案内

山下江法律事務所では、年3回、1、5、9月の第4木曜日18:30より、2時間の企業法務セミナーを開催します。参加者は、1 カ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。是非、この機会にご参加ください。

・第6回:9月27日(木) 講師 弁護士 田中伸 「契約書作成について」

契約書は、契約内容を明確にするとともに、無用な紛争を防止するうえで、とても有用なツールになります。このセミナーでは、契約書作成の重要性や、契約書を作成するうえでのポイント

トについて解説します。

日時:平成24年9月27日(木)18:30~20:30

会場:広島パシフィックホテル(中区上八丁堀8-16)

受講料:顧問会社様 無料(複数名可)

一般 1名様につき 5,000円

☞詳細は、同封のチラシをご参照ください。

平成25年は、第7回を1月24日(木)に、弁護士・柴橋修が不動産問題をテーマに、第8回は、5月23日(木)に所長・山下江が労務問題をテーマにお送りする予定です。

◆所内勉強会「不動産評価セミナー」(写真左)、 「交通事故後遺障害認定実務講座」(同右)実施



去る4月20日、株式会社小川不動産鑑定の小川和夫不動産鑑定士をお招きして、不動産評価に関する勉強会を、6月12日には、4日間にわたる外部講座を受講してきた当事務所弁護士・柴橋修を講師に交通事故後遺障害の認定に関する所内勉強会を実施しました。当事務所では、弁護士や秘書が法律周辺業務の情報を増やし、理解を深めて実務に活かしています。

詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」

4/21「不動産鑑定勉強会開催」

6/13「交通事故『後遺障害認定』実務勉強会」



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間:平日 9時~18時

TEL:082-223-0695 / FAX:082-223-2652

電話受付:年中無休 7時~24時

相談時間:月曜 9時~21時(夜間相談有り), 火曜~金曜 9時~18時, 土曜10時~17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL:info@law-yamashita.com メール受付:年中無休24時間対応